

地球温暖化対策基本法（気候保護法）モデル案の概要

2010年2月24日 気候ネットワーク

1 概要

基本法においては、明確な削減目標とそれを達成するための具体的な道筋が国民に対して示されなければならない。

このため、本基本法案では、温暖化対策上の具体的な数値目標を明記し、温暖化対策の柱となる対策について具体的に定め、抽象的な努力義務や組織、計画策定などの規定は最小限にとどめた。

2 目的

この法律は、気温上昇を2℃未満に止め危険な気候変動を防止するために取組み、国際社会と協力して、科学の要請する排出削減目標を設定し、排出削減を確実に達成することを目的とする。あわせて、低炭素経済への移行を円滑に推進する施策を通して、既存の技術の普及および新たな技術の開発を通して雇用の拡大と新たな産業を形成、持続可能な地域社会を実現していくことを目的として制定される。

3 削減目標

法律案においては、日本の温室効果ガスの排出量の削減目標として、2020年度までに30%以上削減すること、2050年度までに80%以上（いずれも1990年度比）削減することを定めている。さらに、2020年度と2050年度に至る削減経路についても定めている（直線的な削減経路）（4条）。

4 政策策定プロセス

温室効果ガスの排出目標は科学に基づき設定され、見直される必要がある。また、排出削減のための政策の策定は密室協議に委ねるのではなく、国民に広く開かれなければならない。そこで、科学者その他の専門家、環境市民団体の意見を適切に反映するプロセスが法律で保証されなければならない。

このため、基本法案には以下の事項を盛り込んでいる。

① 気候変動委員会の設置

温暖化問題に関する科学者その他の専門家の最新の知見を施策に反映していくために、内閣に対し恒常的に助言ないし勧告をおこなう組織として、科学、技術、経済、法律などの専門家及びNGOの代表者などからなる専門家委員会（気候変動委員会）を設置することを定めている（7条）。この専門家委員会には、国民に対する専門的な情報の提供者としての役割も期待される。

② 環境保護団体の関与の確保

環境保護団体には、温暖化対策を促進するうえで重要な役割を果たすことが期待される。環境大臣の認定を受けた環境保護団体には、政策決定過程における意見表明の権利（国側の応答義務）を保証している（8条）。

③ パブリックコメント手続の実施

温暖化に関する政策決定におけるパブリックコメント手続の実施は不可欠であり、国民が施策に関して意見を表明する機会を法律で保証している（6条3項）。

④ 国会の承認

温暖化対策に関する政策についての最終責任は国会が担うことを明確にするため、削減計画については国会の承認を義務付けている（6条4項）。

5 温室効果ガスの排出に関する情報の収集と提供

温室効果ガスの排出量などの情報を広く国民一般に公開する仕組みを構築することは、今後の温暖化政策の基盤であり、わが国における温室効果ガスの排出削減の適切な制度設計のために不可欠である。同時に、それは事業者や消費者に対し温室効果ガスの排出削減対策を促すうえでも重要な意味をもっている。

基本法案では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量について一定規模以上の事業者には報告を義務付けるとともに、報告された事項をデータベース（排出情報記録簿）に統合し、一般に公開する仕組みを整えている。上記の観点から、温室効果ガスの排出量情報と燃料別・電力の種類別消費量及び目標達成に用いた京都メカニズムによるクレジットの数量に関する情報は非公開とすることが許されず、その余の情報についても公開を原則としている（9条）。

6 温暖化対策の4つの柱（基本的施策）

基本法案では、温暖化対策の柱となる4つの政策を掲げ、それぞれの施策の骨格を盛り込んでいる。

① 再生可能エネルギーの活用の促進

再生可能エネルギーの推進は温暖化対策において非常に重要な意味をもつ。しかし、これまでの日本の再生可能エネルギーは既存のエネルギー供給体制の枠に縛られ、その活用がほとんど進んでいない。こうした現状を打破するために、基本法案では以下の定めを置き、これまでのエネルギー政策の転換をはかることを明確にしている（10条）。

- i 2020年度までに一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの割合を20%とするという数値目標
- ii 2011年度までに再生可能エネルギーによる発電電力について全量の固定価額買取制度を導入すること
- iii 再生可能エネルギーの活用についての税制上の優遇策を講じること
- iv 建築物における再生可能エネルギーの活用を義務付けること

② 排出量取引制度の導入

温室効果ガスを大規模に排出する発電所・工場等の事業者による温室効果ガスの排出を大胆かつ経済的に削減していくためには、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度の導入が不可欠である。

基本法案においては、2011年度末までに、直接排出による一定規模の排出源について、排出総量で事業所ごとに排出上限枠を設けて行う義務参加型国内排出量取引制度を導入することを明示し、取引制度によって2020年度までに対象事業所全体における温室効果ガスの排出量を1990年度比で3割以上削減すること、オークション収益を温暖化対策等に優先的に支出することを明記している（11条）。

制度の運営においては、温室効果ガス排出に占める事業所の規模ごとのカバー率を勘案しつつ、国と地域との役割分担のもとに、費用効果的で円滑な執行がおこなわれ、排出削減が地域経済の低炭素化と結びつくような制度設計が望ましい。

③ 地球温暖化対策税（炭素税）の導入

排出量取引制度の導入とともに、取引制度ではカバーされない排出源を主たる対象とする環境税を導入し、排出削減を進めていくことが不可欠である。基本法案においては2011年度までに地球温暖化対策税（炭素税）を導入することを明示するとともに、地球温暖化対策税の税収を税金及び社会保険料の軽減のために用いる税収中立的な制度とするなどの骨格について定めている（12条）。

④ エネルギー効率性の向上

これまでの日本のエネルギー効率性の向上（省エネ）は、事業者の自主的な努力を基礎として行われてきた。日本のエネルギー効率性は、石油ショックを契機として世界のトップレベルにまで到達したが、その後のエネルギー効率性の向上は足踏み状態にある。今後、日本におけるエネルギー効率性を一層向上していくためには、新たな法的な枠組みの導入が不可欠である。

今後のエネルギー効率向上のための制度については、省エネ法の抜本的な改正あるいは新法の制定によって対応して定めていくことになるが、基本法案においては柱となる以下の事項について明記した（13条）。

- i エネルギー効率性を2020年度までに1.5倍以上に引き上げるという数値目標
- ii トップランナー基準による規制を消費生活用機械器具だけでなくその他の事業活動や建築物について適用拡大していくこと
- iii 一般消費者に対するエネルギー効率性に関する情報の提供、一般消費者のエネルギー消費量を削減するための調査及び助言をおこなっていくこと

今後、エネルギー効率性の向上を図っていくためには、事業活動や機械器具、建築物などにおけるエネルギー効率性の程度を数値によって明確化しその達成を義務付けるとともに、この基準を技術水準の向上に合わせてダイナミックに強化する仕組みを導入すべきである。さらに、基準を達成できない事業者等からは課徴金を徴収し、それをもとに省エネ策に財政的な援助を進めていくなどの経済的な仕組み、エネルギー供給事業者に対して毎年一定率の省エネ対策の実施を義務付ける制度の導入、あるいは、建築物や製品のエネルギー消費量等をわかりやすく明示した「エネルギー証明書」の導入などについても検討すべきである。こうしたコンセプトに基づく「エネルギー効率性向上法」の早急な制定が望まれる。

7 地方自治体における対策との連携及び支援

大口排出源（たとえば CO2 排出量が年間 25000 トンを超える事業所）に対する国内排出量取引制度などの対策は国において管理・執行するのが効率的・効果的であるが、それ以下の規模の事業所や家庭、運輸部門対策は当該地域の自然的社会的環境を踏まえて行われる必要がある。また、多数の主体に対する法的執行は国が直接行うことが費用効果的でもないうえ、地域におけるまちづくりや建築物対策などとあわせて取り組まれる必要がある。温暖化や温暖化対策に関する情報の伝達や対策の普及拡大には、地球温暖化対策推進センター、NGO・NPOや既存の地域コミュニティや学校などを活用することが地域の協力共生社会を形成していくうえでも効果があり、市民が温暖化対策に自ら貢献していく場としても地方自治体における温暖化対策の実行には重要な意味がある。

しかし、地域で実効性ある対策施策を実施するには、国の政策との連携の上に、さらに地域の特性を反映させた取組みを可能にする当該地方自治体（単独で又は連携して）の温室効果ガスの排出に関する情報（地域の電力消費量など）把握の権限、財政上、税制上の権限が必要である。また、エネルギー政策に関する権限と責任を地方自治体やその広域連合体に対して与えていくことも不可欠であり、これまでの中央集権型のエネルギー政策の発想を抜本的に転換していくべきである。

8. 適応計画

日本においても、今後、集中豪雨の被害や農作物への影響など、気候変動による影響を受けることになる。基本法では、的確に気候変動に適応できるよう、政府が気候変動委員会の助言を受けた「適応計画」を策定し、地方自治体がそれを実施することを規定する。（第16条）

9. 国際連携・協力

地球温暖化の問題は、言うまでもなくグローバルに取り組むべき課題であり、国際的な協調と協力体制を持って、取り組んでいかなければならない。日本としては、国連気候変

動枠組条約締約国会議（COP）及び京都議定書締約国会議（CMP）を中心に、国際的な合意形成に積極的に貢献する役割を果たす必要がある。

また先進国としての日本には、早いスピードで成長を遂げている新興国やその他の発展途上国が排出削減を早急に進めること、および、気候変動の被害を大きく被る低開発途上国や島嶼国が、影響に適応することに対して、資金的、人的、技術的な支援を積極的に行う責務がある。その役割を、基本法にも明記する必要がある。（第18条）

10. 施行年月

地球温暖化対策基本法は、今国会の2010年6月に成立、公布の日から施行される。またここに規定される基本的施策（排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度）のための個別法の導入時期が基本法に明記され、早期の実現を図ることが重要である。個別法は、遅くとも2011年度には施行されるよう、基本法とほぼ同時に審議し、法案の準備を進めるべきである。

11 現行の法制度との関係について

ここで提案する地球温暖化対策基本法案は、国の温暖化政策の基礎となるだけでなく、今後の日本の経済政策、外交政策などにおいても中核となるものである。その意味で、基本法は、個々の分野における対策を規定する法制度の上位に位置づけられる。

これまでの日本の温暖化対策関連法においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）とエネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）という2つの法律が柱となってきたが、今後は、基本法が主たる柱となる。個別分野における対策について定める法律は、この基本法の下位にある別個の法律として位置づけられることになろう（あるいは、将来的に基本法を拡大していくことも考えられる）。また、温対法・省エネ法は、基本法の制定に合わせて改正が求められる。

この基本法は既存の温対法を発展解消させるものである。この基本法に盛り込まれている温室効果ガスの排出量等についての報告に関する規定は、省エネ法にも存在するが、制度的な重複を避けるため、この基本法に基づく報告（及びデータの管理・公開）に一元化すべきであろう。

12. 行政組織について

日本における温暖化対策を統合的かつ戦略的に進めていくためには、既存の省庁の枠組みにとらわれない新たな行政組織のもとに情報の把握、法の執行を一元化することが不可欠である。これは同時に、数値で示された達成目標の実現についての責任の所在を明確にすることでもある。

このため、日本においても、イギリスの「エネルギー・気候変動省」のような新たな行政組織の設置が強く望まれる。新たな行政組織が設置されるまでは環境省が所管する。

地球温暖化対策基本法（案）

（名称としては、気候保護法（案）・低炭素社会創出法（案）などが考えられる。）

2010年2月24日 気候ネットワーク

第1章 総則

第1条 目的

この法律は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化による気温上昇を工業化以前の水準から2度未満に抑制するため、わが国における温室効果ガスの排出削減を確保するとともに、温暖化対策技術の普及と開発及びそれらを通じた新たな産業及び雇用の形成を促し、もって持続可能な低炭素経済を創出することを目的とする。

2 この法律には、次の各号に掲げる事項を定める。

一 わが国における温室効果ガスの排出量に関する平成26年（注：2014年）までの各年における削減目標

二 再生可能エネルギーの導入目標及び再生可能エネルギーによる発電電力の全量買取制度

三 排出枠の総量を定めた義務参加型の排出量取引制度

四 地球温暖化対策税

五 エネルギー効率性に関する達成目標及び目標達成のための制度

六 地方公共団体による温暖化対策及びそのための支援

七 温室効果ガスの排出に関する情報の収集及び公開

八 地球温暖化の悪影響への適応

九 国際協力

一〇 学識経験者及び国民各層の意見を温暖化防止対策に適切に反映させるための組織及び手続

第2条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

三 温室効果ガス 次に掲げる各物質をいう。

イ 二酸化炭素

ロ メタン

ハ 一酸化二窒素

ニ ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

ホ パーフフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

ヘ 六ふつ化硫黄

ト その他政令で定めるもの

四 地球温暖化係数 温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。

五 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させることをいう。

六 温室効果ガスの間接排出 製造及び供給の際に温室効果ガスの排出を伴う電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することに伴う排出をいう。

七 温室効果ガス総排出量 温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計量をいう。

八 再生可能エネルギー等 次に掲げるエネルギーをいう。

イ 太陽光

ロ 風力

ハ 地熱

ニ 水力（政令で定めるものに限る。）

ホ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱

ヘ 太陽熱

ト その他政令で定めるエネルギー

九 フロン類等 第三号ニ乃至への各号に規定する物質及びクロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項に規定する特定物質をいう。

第3条 基本原則

国は、地球温暖化対策を、次の各号に定める基本原則にのっとりおこなわなければならない。

一 わが国における温室効果ガスの排出は出来る限り確実かつ迅速に削減しなければならない。

二 温室効果ガスの排出に関する情報を正確かつ迅速に収集し公表しなければならない。

三 地方公共団体、学識経験者、環境市民団体その他の国民各層の意見を広く施策に反映するとともに、施策の策定の過程の透明性を確保しなければならない。

四 地球温暖化の防止と新たな産業及び雇用の創出に資する技術の開発及びその成果の普及をはからなければならない。

五 国際社会においてわが国の占める地位及び国際社会に対して負う責任に応じて、国際的な

協調のもとに積極的に温暖化対策を推進しなければならない。

第 4 条 削減目標

国は、次の各号に掲げる年のわが国の温室効果ガスの総排出量を当該各号に掲げた量以下に抑制しなければならない。

- 一 平成24 年度（注：2012 年度） 算定基準量からその6%を控除した量
- 二 平成32 年度（注：2020 年度） 算定基準量からその30%を控除した量
- 三 平成25 年度（注：2013年）から平成31 年度（注：2019年度）までの間の各年 平成24 年のわが国の温室効果ガスの上限量と平成32 年の上限量を直線で結んだ値
- 四 平成62 年度（注：2050 年度） 算定基準量からその80%を控除した量
- 五 平成33 年度（注：2021年度）から平成61 年（注：2049年度）までの間の各年 平成32 年度の上限量と平成62 年度の上限量を直線で結んだ値

2 前項において「算定基準量」とは、平成2 年度（注：1990年度）（ただし、政令で定める一部の温室効果ガスについては平成7年度とする。）におけるわが国の温室効果ガスの排出量を合計した量いう。

3 政府は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するあらゆる対策を統合的、確実かつ迅速に実施し、第1 項に定める削減目標を上回るより一層の排出の抑制を実現するよう最大限努めなければならない。

4 気候変動に関する科学的知見又は気候変動に関する国際的な法や政策に重要な発展があったとき、気候変動委員会の助言を得て、第1 項に規定する目標について見直しをおこなう。

第 5 条 国会への報告

政府は、平成23 年度以降の毎年度、前年度のわが国における温室効果ガスの排出の状況に関する報告を国会に対しておこない、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する報告には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- 一 わが国の温室効果ガスの排出量（ただし、エネルギーを起源とする二酸化炭素の排出については、間接排出の量を含む。）及びその推移
- 二 前号の推移の要因についての分析
- 三 地球温暖化対策の実施の状況及び効果
- 四 今後必要とされる地球温暖化対策の内容

第 6 条 温室効果ガス削減計画

政府は、第4 条に掲げる削減目標を確実に達成するため、温室効果ガスの削減に関する計画（以下「温室効果ガス削減計画」という）を策定し、これを公表しなければならない。

2 政府は、わが国における温室効果ガスの総排出量の推移、技術開発の動向その他の状況を勘案し、温室効果ガス削減計画について必要な見直しをおこなわなければならない。

3 温室効果ガス削減計画の策定及び変更（政令で定める軽微な事項の変更を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定める手続を講じなければならない。

一 原案の公告

二 前号の公告の日から起算して2月間の縦覧及び国民からの意見聴取

三 第8条に規定する認定環境保護団体に対する意見表明の機会の付与

4 温室効果ガス削減計画の策定及び変更については、国会において承認を得なければならない。

第7条 気候変動委員会

地球温暖化の防止及びその影響の緩和のための対策において専門的な知見を適正に反映させるため、内閣総理大臣のもとに気候変動委員会（以下「気候変動委員会」という）を設置する。

2 気候変動委員会の委員は、自然科学及び社会科学において優れた学識を有する者及び市民団体の代表者の中から、内閣総理大臣が任命する。

3 気候変動委員会の委員に対しては、政令で定める報酬が支払われ、理由なく解任されず、身分が保障される。

4 気候変動委員会は、政府に対して、温室効果ガスの排出削減及び再生可能エネルギーの導入状況並びに地球温暖化対策に関する意見を述べ、必要な勧告を行うことができる。

5 政府は、気候変動委員会の意見及び勧告に関し、必要な対応措置を講じるとともに、その旨を国会及び気候変動委員会に対し報告しなければならない。政府において対応措置をとらない場合には、国会及び気候変動委員会に対してその理由を報告しなければならない。

6 気候変動委員会は、国民に対して、地球温暖化に関する情報の提供をおこなうことができる。

7 気候変動委員会には、専属の事務局を置く。

第8条 認定環境保護団体

環境大臣の認定を受けた環境保護団体（以下「認定環境保護団体」という）は、その知見に基づいて、温暖化防止対策その他必要な措置について、気候変動委員会に対し意見を述べ、必要な措置を講じることを求めることができる。

2 気候変動委員会は、前項の要求を受けた場合、遅滞なく、当該要求に係る気候変動委員会の意見を付して内閣総理大臣に対し通知するとともに、当該認定環境保護団体に対し気候変動委員会の意見を通知し、公表しなければならない。

3 国は、地球温暖化対策の策定及び実施にあたり、認定環境保護団体その他の環境保護団体との間で連携し協力するものとし、認定環境保護団体等に対しその保有する情報を提供しなければならない。

4 第1項に規定する環境保護団体の認定については、政令で定める。

第2章 温室効果ガスの排出情報の収集及び公開

第9条 排出に関連する情報の報告

事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い、1年間に3000トン以上の温室効果ガスを排出する事業所（事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でないと思われる排出者として政令で定めるものについては、政令で定める区分による）の事業者は、毎年度、政令で定めるところにより、前年度の当該事業活動に関する次の各号に掲げる事項を環境大臣に報告しなければならない。

一 温室効果ガスである物質ごとの排出量（エネルギー起源の二酸化炭素については間接排出の量を含む）

二 燃料の種類別の使用量

三 電力及び熱の種類別使用量

四 生産物の種類別の生産量又は活動の種類別の活動量

五 政令で定める方法で算定した温室効果ガスの種類別の排出原単位

六 政令で定める方法で算定したエネルギー原単位

七 京都メカニズムクレジットその他の政令で定めるオフセットの種類別の量

八 前年度に講じた主な温暖化対策

九 その他政令で定める事項

2 環境大臣は、前項の各号の報告事項を統合的に記録するため記録簿（以下「排出情報記録簿」という）を作成する。

3 排出情報記録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

4 何人も、環境大臣に対し、排出情報記録簿に記録されている情報の開示を請求することができる。

5 前項の開示請求があったときは、環境大臣は開示請求に係る情報を開示請求者に対し開示しなければならない。ただし、第1項第四号乃至第六、第八及び第九号に関する記録事項のうち、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、この限りではない。

第3章 国の温暖化防止対策における基本的施策

第10条 再生可能エネルギーの活用促進

国は、再生可能エネルギーの利用を促進するために必要な措置を講じ、わが国の一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーが占める割合を平成32年度までに少なくとも20%に引き上げなければならない。

2 前項の目的を達成するため、国は、平成23年度までに以下の各号に掲げる措置を講じる。

一 再生可能エネルギーにより発電した電気の全量を法律で定める固定の価額で買取ることを電力事業者等に義務づける制度の導入

二 再生可能エネルギーの活用に関する税制上の優遇策の導入

三 建築物における再生可能エネルギーの活用を義務付ける制度の導入

3 国は、第1項の目的を達成するため、再生可能エネルギーを利用する設備の設置の促進、電力系統の整備、優れた電力測定機器の普及などを促進させるために必要な措置を講じなければならない。

4 再生可能エネルギーの活用に関しては、別の法律で定める。

第 11 条 国内排出量取引制度の導入

国は、エネルギー転換事業、鉱業、製造業、運輸業その他の産業部門及び業務部門における温室効果ガスの排出量を抑制するために必要な措置を講じ、平成32年度までに、これらの部門における温室効果ガスの排出量を平成2年度の排出量の7割以下に抑制しなければならない。

2 前項の目的を達成するため、国は、平成23年度までに、排出量の総量を定めた排出量取引制度（以下「国内排出量取引制度」という）を実施する。ただし、国内排出量取引制度は、以下の各号に定める事項を満たすものでなければならない。

一 排出量の総量を平成32年度までに段階的に減少させ、平成32年度の排出枠の総量を平成2年度の排出量の7割以下に設定すること。

二 エネルギー転換事業、鉱業、製造業、運輸業その他の産業部門及び業務部門において、年間平均CO₂換算2万5000トン以上の温室効果ガスを直接排出する事業所の事業者（但し、運輸業については事業者）に対し、制度への参加を義務付けること。

三 排出枠の割当は温室効果ガスの排出量で行い、公売その他の方法による有償の割当を原則とすること。

四 無償による排出枠の割当は、排出係数を基準とする公平な方法でおこなうとともに、平成32年度までの間に原則として撤廃すること。

五 今後新たに事業所を設置する事業者に対する競争上の障壁とならないものであること。

六 排出枠を売却して得た収益は、温暖化対策、エネルギー効率性の向上策、低所得者への支援、温暖化の被害への適応その他低炭素社会への移行における費用及び負担の軽減のために優先的に充てること。

七 排出枠の提出義務を履行しない者に対しては、二酸化炭素換算1トン当たり1万円の課徴金を課すこと。

八 平成23年から24年度を第1期とし、二酸化炭素を対象として実施し、その後その他の温室効果ガスに拡大すること。

3 国は、第2項に規定する規模に満たない二酸化炭素を排出する事業所について、もっぱら地方公共団体が単独または他の地方公共団体と共同でその執行にあたる制度として、第2項に規定する国内排出量取引制度とは別に排出量取引制度を導入することができる。この排出量取引制度においては、間接排出量によって対象事業所の範囲を定めることができる。

第 12 条 地球温暖化対策税の導入

国は、一般消費者及び事業者による化石燃料の使用を抑制するため、化石燃料の使用に伴う温室

効果ガスの排出に関する課税（以下「地球温暖化対策税」という）制度を、平成23年度までに導入するものとする。

2 地球温暖化対策税は、国内における温室効果ガスの排出の直接的又は間接的な原因となる行為をおこなったものに対し、温室効果ガスの排出量に応じて課税する。

3 地球温暖化対策税による税込額の少なくとも〇割（注：例えば8割）は、所得税その他の課税又は社会保険料の軽減のために用いるものとする。

4 地球温暖化対策税の課税においては、次の各号に掲げる事項について適切な配慮をおこなうものとする。

- 一 低所得者における負担の軽減
- 二 寒冷地など暖房燃料を多量に消費する地域の居住者の負担の軽減
- 三 国内排出量取引制度との重合

5 地球温暖化対策税の課税に関しては、別の法律において定める。

第13条 エネルギー効率性の向上

国は、工場又は事業所、運輸、建築物、機械器具等におけるエネルギー効率性の向上をはかるために必要な措置を講じ、平成32年度までにわが国のエネルギー効率性を平成2年度の値の1.5倍以上に引き上げなければならない。

2 前項の目的を達成するため、国は、工場又は事業所における事業活動、運輸、建築物及び機械器具に関し、実用化されている最善の技術の水準に基づいて、事業者等が遵守すべきエネルギー効率性の基準を定め、少なくとも3年に1度、当該基準について必要な見直しをおこなわなければならない。

3 国は、機械機器、事業活動、建築物のエネルギー効率性の明示を義務付ける制度を整備、拡充し、一般消費者に対しエネルギー効率性に関する情報を適切に提供するための必要な措置を講じなければならない。

4 国は、一般消費者によるエネルギー消費量の削減を図るため、助言及び財政的な補助をおこなうために必要な措置を講じなければならない。

5 エネルギー効率性の向上に関しては、別の法律において定める。

第14条 フロン類等の生産規制、使用抑制、回収及び破壊の促進等

国は、フロン類の使用及び漏出を出来る限り抑制しなければならない。

2 国は、フロン類等の生産及び輸入の量を段階的に削減し、平成32年度までにフロン類等の生産及び輸入、フロン類等を使用する機器の販売を禁止しなければならない。

3 国は、前2項に規定する目標を達成するため、フロン類等の排出抑制を促進するための計画を策定しなければならない。

4 前項に規定する計画には、以下に定める事項を盛り込まなければならない。

- 一 フロン類等の使用の抑制のための対策

二 適正かつ確実な回収及び破壊の促進のための施策

三 フロン類等に代替する物質（オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものに限る。）及びその物質を使用した製品の開発及び普及のための施策

5 フロン類等を製造又は輸入する事業者およびフロン類を使用する事業者は、政令で定めるところにより、フロン類の製造、輸入及び使用した量を環境大臣に報告しなければならない。

6 第12条に規定する地球温暖化対策税は、フロン類の輸入及び使用についても、その他の温暖化物質とともに等しくその対象に含めるものでなければならない。

第15条 森林等による吸収作用の保全

国は、森林による温室効果ガスの吸収作用を保全するため、森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく森林・林業基本計画において、必要な定めをおこなう。

第16条 適応計画の策定

政府は、気候変動委員会の助言を得て、気候変動が現在の及び将来の日本に及ぼす影響について評価し、適応のための計画を策定する。

2 政府は、前項の適応計画を国会に報告し、承認を得なければならない。

3 地方自治体は、その区域における適応計画を策定し、実施する。

第4章 温暖化防止活動推進事業

（略・・・温暖化防止活動推進センターなどに関する現行の温対法の規定に依拠）

第5章 割当量口座簿

（略・・・割当量口座簿に関する現行の温対法の規定に依拠）

第6章 地方公共団体による地球温暖化対策及びそのための支援

第17条 地方公共団体による地球温暖化対策

地方公共団体は、単独で又は他の地方公共団体と連携して、この法律に定める基本原則及び地方自治の本旨にのっとり、当該地方公共団体における自然的、社会的な条件に応じた地球温暖化対策を講じるための計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 地方公共団体は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の策定にあたり、地球温暖化対策に関し適切な配慮をおこなわなければならない。

3 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域内における地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応に関して行う活動が促進されるよう、第1項に規定する地球温暖化に関する計画の策定及びその実施にあたり、他の地方公共団体、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域

協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の団体と連携しなければならない。地方公共団体は、これらの団体の活動を支援するため、必要に応じて、情報の提供、財政上及び税制上の措置を講じるものとする。

4 地方公共団体は、当該地方公共団体におけるエネルギー消費量等その他の情報を、毎年度、エネルギー供給事業者及びエネルギー消費事業者から収集するものとする。エネルギー供給及び販売事業者並びにエネルギー消費事業者は、地方公共団体に対し、情報の提供その他必要な協力をおこなわなければならない。地方公共団体は、条例により、エネルギーの製造量、販売量、消費量などについての情報の報告に関する定めをおこなうものとする。

5 国は、地方公共団体が単独で又は他の地方自治体と連携しておこなう第1項に規定する計画の策定及び実施につき、国が保有する温室効果ガスの排出に関する情報の提供、地方公共団体による地球温暖化対策との間の調整その他当該地方公共団体による地球温暖化対策を支援するために必要な措置を講じなければならない。

6 都道府県は、市町村の要請がある場合には、当該市町村がおこなう第1項に規定する地球温暖化対策に関する計画の策定及び実施につき必要な支援をおこなわなければならない。

第7章 国際的な協調と協力

第18条 国際的な協調と協力

国は、地球の平均気温の上昇を2℃未満にとどめるために国際的な合意形成に積極的に貢献し、国際的な合意を履行しなければならない。

2 国は、発展途上国における排出削減行動及び温暖化の影響への適応行動を支援するため、技術と資金の供与、人材育成における協力を行うなど、国際的協調と協力を推進する。

3 地方公共団体は、地域住民と連携して、国際的協力行動に努める。

第8章 雑則

第19条 主務大臣

この法律における主務大臣は、環境大臣とする。

第9章 罰則

第20条 罰則

(略・・・温室効果ガスの報告義務違反についての罰則規定)

附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。